(F)

北海道地方最低賃金審議会の意見に関する公示 北海道労働局一般公示第 11 号

令和6年10月3日北海道地方最低賃金審議会から北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、北海道の区域内で処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業(処理牛乳、 乳飲料を除く。)若しくは砂糖・でんぷん糖類製造業を営む使用者又はこれに使 用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって、当該最低賃金の改正決 定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第 2項及び最低賃金法施行規則(昭和34年労働省令第16号)第8条の規定に 基づき令和6年10月18日までに北海道労働局長あて(札幌市北区北8条西 2丁目1番1札幌第一合同庁舎)異議の内容及び理由を記載した異議申出書を 提出されたい。

令和6年10月3日

北海道労働局長 三富 則江

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の改正決定 に係る北海道地方最低賃金審議会の意見の要旨

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金を次のように定めること。

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金

- 適用する地域 北海道の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業(処理牛乳、乳飲料を除く。)、砂糖・でんぷん糖類製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業(処理牛乳、乳飲料を除く。)又は砂糖・でんぷん糖類製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務
 - ロ 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰めの業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間1,048円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり